

第5章

チリにおける脱ポピュリズムと民政への移行

はじめに

1980年代から90年代初めにかけてのラテンアメリカ諸国の取り組みなければならなかった最大の課題は、82年に起こった累積債務危機以降の長期的経済危機の下で、いかに構造調整を行ない経済の回復を実現するかということと、時期は国によって前後するが、軍政から民政への移行が行なわれる中でいかにして新たな民主主義政治を確立していくか、の2つであった。

この2つの課題は、同時に達成することが極めて困難であると考えられるが、同時に相互に密接な関連を有する課題でもあった。

まず、経済面での構造調整は、安定化政策とともに各国において、特に貧困層に多大の犠牲を強いるものであり、これを強権を用いることのできる軍政下でなく、新たにスタートした民政の下で行なうことは、多大な困難が予想された。しかも、一方で新たな民主主義を構築していくという重要な課題は、国民の各層の支持なしには困難であることはいうまでもない。このように、1980年代から90年代初めにかけて、ラテンアメリカ諸国が取り組まなければならない上記の2つの課題は、同時に達成することは極めて困難な課題であったといわねばならない⁽¹⁾。

1980年代の累積債務危機については、国際的な金利の急上昇や一次産品価格の交易条件悪化などの直接的要因や、ラテンアメリカ諸国の経済構造に見

られる複数の構造的要因によって生じたことが明らかにされている。例えば、それまでこれら諸国において長期間にわたって続けられてきた輸入代替工業化が作り出した産業・貿易構造が重要な要因として挙げられることが多い。

このことに加え、最近重視されているのは、長期にわたるポピュリスト的政治過程の下で作り上げられてきた、膨大かつ非効率な公営部門、国内企業に対する強い保護、その下での寡占体制、行き過ぎた各種の政府による経済活動への介入や規制などが挙げられ、それらによって生じた財政赤字および公営企業の赤字の問題や、それを埋め合わせるために多額の債務が累積したことなどの諸要因である。このように、債務危機をもたらした重要な原因のひとつが、ポピュリスト的政治の下での政府部門の肥大化と、それに伴う多大の財政赤字であるとするならば、債務危機を今後再び繰り返さないために必要な構造調整は、そのようなポピュリスト的経済制度や経済政策を変更するという意味での、構造調整・構造改革が必要であるのみならず、そのような制度や政策を実施してきたポピュリスト的政治そのものを変え、脱ポピュリズムと呼ぶべき新たな民主主義政治の実現が必要であることを意味している。

このような意味で、累積債務危機克服のための構造調整・構造改革の課題と、新たな民主主義構築の課題とは、密接に関連しているといえることができるのである⁽²⁾。

言い換えれば、ラテンアメリカの健全な経済の再建と発展のためには、構造調整・構造改革が不可欠であると同時に、それはラテンアメリカ各国のポスト・ポピュリズム政治を確立し得るか否かにかかっているといえることができる。

さて、チリは経済的には他の諸国に先駆けて構造調整政策を実施して成果を上げ、メキシコをはじめとする他の主要国のように、債務削減を含むブレイディ構想（新債務戦略）の適用を受けることなく、債務問題に対処してきている。しかも、構造調整政策の効果は多くの面で次第に顕著となっており、後に述べるように国内総生産成長率の回復、インフレの抑制、国内投資水準

の回復、雇用の拡大などが実現し、ラテンアメリカにおける構造調整・構造改革の「優等生」と見られている。

一方政治面では、ピノチェト政権からエイルウィン政権へと軍政から民政への移行が行なわれ、安定した民主主義政治が実現している。しかも、エイルウィン政権下の政策は、明らかにかつてのポピュリスト的政策とは異なり、いくつかの重要な側面において見る限り、脱ポピュリズムの新たな民主主義政治を実現しつつあると考えることができる。したがって、政治面でもチリはラテンアメリカ主要国の中での「優等生」と見ることができよう。

チリにおける経済面および政治面での脱ポピュリズムの過程を明らかにすることを目的とする本章においては、まず初めに一般的に脱ポピュリズム過程を研究する際の基本的問題関心と、視座について簡単な説明を試みることにしたい。それを行なうことによって、チリの他の国との比較も可能となると考えられるからである。したがって、第1節でこのことを行なうとともに、ラテンアメリカにおいて見られる脱ポピュリズム過程の類型についても、言及することとしたい。

第2節では、軍政下で行なわれた脱ポピュリズムに向けての構造調整・構造改革の主要な特徴と、その効果について検討する。続いて第3節では、脱ポピュリズムが進んだ後の軍政から民政への移行に際して、いかにして民政下でポスト・ポピュリズムの制度や政策を継続することができたのかを、その主要な要因に関して検討したい。

次に、第4節では民政移行後の政策に見られるポスト・ポピュリズム的政治経済の進展について、検討することとしたい。それは第1節で述べるとおり、真の脱ポピュリズムは、単にポピュリストの制度を廃止するのみでは不十分であり、むしろポピュリズムの下では達成できなかった本来の経済発展と、分配の改善の目標をいかに実現していくかにあると考えられるからである。また、その目標を達成することが、国民に対して理解されなければ、新たな民主主義政治は多数の国民に受け入れられないであろう。したがって、ポスト・ポピュリズム政治のチリにおけるケースについて、次のような角度

から検討することとしたい。それは、前政権下で行なわれた脱ポピュリズム政策を継続しながらも、いかにして福祉政策や労働政策などにおいて新たな民主主義に必要な要素を導入していったかを明らかにすることである。

第1節 ラテンアメリカにおける脱ポピュリズム過程研究の視座

チリにおける脱ポピュリズム過程の研究に先立ち、少なくとも次の3つの点を明らかにしておく必要があると考えられる。

第1は、ポピュリズムの定義およびチリにおけるケースを分析するための研究の枠組である。

第2は、それを前提としての脱ポピュリズムの意味である。脱ポピュリズムは単にポピュリストの制度や政策を廃止することだけではないと考えるからである。

第3は、チリにおける脱ポピュリズム過程がどのような特徴を持つかを知るために、他のラテンアメリカ諸国におけるそれとの簡単な比較を予め行なっておくことである。

まず、ポピュリズムについては少なくとも次の2つの基本的概念について、その相違を述べておく必要がある。ひとつはラテンアメリカ諸国に関する政治学において使われてきた、政治体制としてのポピュリズムであり、それはラテンアメリカの多くの国で見られた70年代から80年代にかけての軍政に先立つ時期に、一般に顕著であった政治システムとってよいであろう。換言すれば、ポピュリズムという言葉は、従来ラテンアメリカの一時期における政治の特徴を説明するために、一般に用いられてきたといえる。すなわち、19世紀末以来の「輸出部門を握る寡頭勢力に反対する都市中間層と労働者を主な基盤として出現した思想、ないしは運動で、多くの場合カリスマ的指導者に率いられ、選挙を通じて寡頭勢力から政権を奪い、自由主義時代に失わ

れた都市の内部の諸階級の連帯を取り戻したり、民衆文化を再評価しようとした」⁽³⁾ 思想や運動を指しているということができよう。これは恒川恵市が、ポピュリズムに関する代表的研究者コニッフ (M. Conniff) が挙げた特徴を要約したものである。

一方、ドレイク (P. Drake) は、ポピュリズムの持つ次の3つの要素を強調している。それらは、(1)政治的動員、繰り返しレトリックやシンボルを用いること、(2)労働者階層を主として目標としながら、中間層や上層をも含み、かつ彼らによって率いられる連合体の形をとること、(3)激しい階級対立を伴わずに発展を推進するための一連の修正主義的政策に特徴づけられていることである⁽⁴⁾。このような特徴を持つ典型的なポピュリスト政権としては、アルゼンチンのペロン政権、ブラジルのバルガス政権、チリのイバニェス政権などが挙げられよう。

このような、政治学者が従来用いてきたポピュリズムの概念に対して、最近ではポピュリズムをより広く理解し、ラテンアメリカにおいて債務危機の発生に至るまで一貫して見られることの多かった経済政策や経済制度に見られた一連の特徴と考える見方も少なくない。例えば、アメリカの経済学者ドーンブッシュ (R. Dornbusch) は、彼が編集した『ラテンアメリカにおけるポピュリズムのマクロ経済学』と題する著書の中で、「経済的ポピュリズム」 (Economic Populism) という言葉を使うことによって、上記のような一時期の政治の特徴としてのポピュリズムと区別し、次のようなアプローチであると定義している。「成長と所得再分配を重視し、インフレや赤字財政の危険、対外経済面での制約を軽視し、アグレッシブな非市場的政策への経済主体の反応を軽視する経済学である」⁽⁵⁾。彼はこのように定義するに際して、その目的は保守的な経済学を主張することにあるのではなく、ポピュリスト的政策が結局は失敗し、その結果まさにそのような政策によって有利になると考えられている人々が、実際には高いコストを常に払わされるということを警告することにある、というのである。そしてこの考え方の中心には、過去における多くの経験において、その政治が大きく異なっても、ポピュリスト

のマクロ経済的特徴は共通であるという考え方がある、としている⁽⁶⁾。

このような、ドーンブッシュが定義するような意味でのポピュリスト的経済政策は、政治学者が本来ポピュリスト政権と考えている政権下でも、またそれに変わって登場した権威主義政権下でもかなりの長期間続いたということが出来る。

第1図は、ラテンアメリカにおいて見られたポピュリスト的政権の主要な例である。すなわち、典型的なポピュリスト政権であるアルゼンチンのペロン政権やブラジルのバルガス政権、チリのイバニェス政権の後に登場する政権も、その前に作られたポピュリスト的経済制度や政策をかなり継承し、ポ

第1図

| | ポピュリスト的 性格が強い政権 | ポピュリスト的 性格が比較的強い政権 | 脱ポピュリズムの 政策を特徴とする政権 |
|--------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| アルゼンチン | ペロン (1946~55, 1973~76) | | メネム (1989~) |
| ブラジル | バルガス (1951~54) ゴラル (1961~64) サルネイ (1985~90) | | コロール (1990~) |
| コロンビア | | バタンクール (1982~86) | ガピリア (1990~) |
| チリ | イバニェス (1952~58) アジェンデ (1970~73) | | ピノチェト (1973~90) エイルウィン (1990~) |
| メキシコ | | エチェベリア (1970~76) | デラマドリ (1982~88) サリナス (1988~) |
| ペルー | ベラウンデ (1963~68) ベラスコ (1968~75) ガルシア (1985~90) | | フジモリ (1990~) |
| ベネズエラ | | ペレス (1974~79) | ペレス (1989~) |

(出所) R. R. Kaufman, ; B. Stallings, "The Political Economy of Latin American Populism," R. Dornbusch; S. Edwards eds., *The Macroeconomics of Populism in Latin America*, をもとに主として1980年代半ば以降の政権について加筆・作成。

また、ポピュリスト政権の性格づけは元の図とは異なっている。

ポピュリスト的な伝統を受け継いだのである。その意味では、例えばブラジルの1964年から始まる軍事政権もその例外ではなく、多くの改革は行なったが公営企業の数と規模はますます拡大し、政府の経済への介入は広がり、また財政赤字も拡大した。したがって、ブラジルの場合軍政下においてもポピュリスト的伝統は続き、むしろ強まったとさえいえることができよう。

ペルーの場合、ベラスコ軍事政権はこの第1図でもポピュリスト的政権の例として挙げられている。そしてその後のモラレス・ベルムーデス軍事政権や、民政移管した後の第2次ベラウンデ政権も、そのポピュリスト的伝統を受け継いだのである。同様のことは、メキシコのエチェベリア期以降についてもある程度あてはまる。すなわち、エチェベリア政権はメキシコの歴史の中でも、ポピュリスト的性格が強い政権として知られるが、ロベス・ポルティエーリョ政権もポピュリスト的伝統を受け継ぎ、国営企業の規模は拡大し、さらにその末期には銀行の国有化を行なっている。その後のデラマドリ政権は、構造調整政策を本格的に開始したサリナス政権への過渡的政権であり、脱ポピュリズムの政策を徹底して行なうことはできなかったのである。同様なことは、1974年から78年まで続くベネズエラのペレス政権後のルシンチ政権についてもあてはまるといえよう。より本格的な脱ポピュリズム的政策は、第2次ペレス政権の下で行なわれたのである。

次に、脱ポピュリズムの意味についてであるが、それは当然ポピュリズム的政策や制度を排除し、より自由な市場経済に移行することを内容とすると考えてよいであろう。しかしながら、単にそのような意味でのポピュリズムの克服だけでは、新たな民主主義の構築という観点では、必ずしも政治的安定を可能にする国民の支持を得られるわけではない。ドーンブッシュも述べているように、本来ポピュリズムのパラダイムの中心的部分に再分配を行なうという目的が存在していた。そして彼は、ポピュリズムのプログラムが広範な社会的改革を行なおうとするものかどうかを知ることは重要であるが、このこと自体は経済的ポピュリズムの議論にとっては、中心的意味を持たないとしているのである。

以上を念頭におくとき、真の意味でのポスト・ポピュリズム政治への移行は、単にポピュリスト的制度の排除や政策の変更を行なうだけでは不十分であり、本来ポピュリズムが達成することを目指した、ラテンアメリカ特有の貧富の格差や、貧困の問題の解決を含む多くの構造的諸問題に関して、ポピュリズム的失敗（財政赤字や対外経済面での破綻）に陥らずに、すなわち、ポスト・ポピュリズムの自由市場経済の枠組の下でいかに達成させるかの戦略を含むものでなければならないと考えられる。

したがって、構造調整における「優等生」としてのチリは市場経済への移行を軍政下で概ね達成しているが、それだけでポスト・ポピュリズムへの移行に成功したと考えることはできないのである。むしろ、軍政から民政に移行した後の最初の政権であるエイルウィン政権の最も困難な課題は、前政権下で行なわれた脱ポピュリズム過程を引き継ぐだけでなく、それによって作られた新たな自由市場経済の条件の下で、ポピュリズムが達成できなかった福祉の拡大や労働者の権利の保護などを含む所得の再分配や社会政策の拡充をどのように達成するかにある。

すなわち、これらをどのように達成するかを国民に示し、国民的コンセンサスを確実にした上で安定した政治を可能にするような新たな民主主義を構築するという課題が、より重要であったと思われるのである。脱ポピュリズムという時、それは単にポピュリズム否定の構造調整で終わると考えるのではなく、むしろ新たなラテンアメリカにおける政治と経済のパラダイムを模索する過程としてとらえるべきであると考えられる。すなわち、チリの脱ポピュリズムの過程は、このような観点から分析すべきであるというのが、本章の視点である。

第2図は、このような視点に基づき、政治体制としてのポピュリズムと「経済的ポピュリズム」の関係を明らかにしようとしたものである。

第3に、チリのプロセスを明らかにするために、ラテンアメリカの他の諸国における脱ポピュリズムの過程についても言及する必要がある。ラテンアメリカにおける脱ポピュリズムの過程は、一般的にそれ以前のポピュリスト

第2図 政治体制・経済体制と経済的ポピュリズム

| | | 政治体制 | | | | |
|-------------|----------------|------------------|--------|-------------------------------|---------|----|
| | | 民主主義 | 中間的体制 | | | 独裁 |
| | | | ポピュリズム | 権威主義体制 官僚型, 一党独 裁型, 軍政型 | その他 | |
| | | | | | | |
| 経済体制・ 政策 | 市場 経済 | 経済ポピュリズム の偏向有 | G" | D Y | D | |
| | | 経済ポピュリズム の偏向無 | A | D | D F" | |
| | 混合 経済 | 経済ポピュリズム の偏向有 | G' A E | D Y | D F G | |
| | | 経済ポピュリズム の偏向無 | A E | | D C' F' | |
| | 中央 計画 経済 | 経済ポピュリズム の偏向有 | | | B | B |
| | | 経済ポピュリズム の偏向無 | | | B C | B |

(テンタティブな例示)

- A : OECD 諸国
- B : 旧ソ連・東欧諸国
- C : 中国 (社会主義的市場
経済移行前)
- C' : 中国 (同移行後)
- D : アジア NIES
- E : ASEAN 諸国・インド
- F, F', F" : メキシコの脱ポピュリズムの過程
- G, G', G" : ブラジルの民主化と脱ポピュリズムの過程
- Y : 軍政以前の多くのラテンアメリカ諸国

(出所) この図は本文の説明をわかりやすくするために筆者が作成したものであり、厳密なものではない。詳細は本文参照。

的政権との関係から見て、次のような3つのグループに類型化することができると思われる。第1は、従来のポピュリスティック政治体制を基本的には変えずに、その政治体制が持っていた国民の政治的動員の力や、国によっては官僚的権威主義の政策実施の能力を用いて、困難である脱ポピュリズムの政策の実施に取り組んだ諸国である。ポピュリスティック性格が強かったペロン党から選出されながら、ペロン党の動員力・政治力を用いて脱ポピュリズムの政策を行なったのがメネム政権であり、ベネズエラの第2次ペレス政権も同様な特徴を有している。一方、メキシコのサリナス政権は、制度的革命党(PRI)体制という一党独裁の官僚的権威主義体制を継承しつつ、その政治体制を用いながらより本格的な脱ポピュリズム政策を導入したケースであるといえる。

第2のグループは、従来のポピュリスティック性格の強い政権から決別する形で、全く新しい政党や政治家が登場して脱ポピュリズムを実行に移した国々である。それはブラジルのコロール政権およびバレーのフジモリ政権に見られると考えられる。

ここで指摘したいのは、チリはこれらのいずれでもないという点である。チリの場合、ピノチェト軍事政権に代わって、エイルウィン政権がポスト・ポピュリズム期の新たな民主主義の構築を目指している。脱ポピュリズムを目指す構造調整・構造改革が広範に行なわれた後であるという意味でポスト・ポピュリズム期としたが、しかし民政移行後の国民の所得の向上や、労働者の権利の回復、福祉の改善などの強い期待のもとで、脱ポピュリズムの政策を継承しながら国民の支持を得られるような政策を行なうことは容易ではない。しかしそれにもかかわらず、チリにおいてエイルウィン政権は、この困難な課題に成功裡に取り組みつつあるといえる。

本章では、このような性格を持つチリでの脱ポピュリズムの過程、およびポスト・ポピュリズム期の政治経済についての検討を行なおうとするものである。なお、第3図は上に述べた3つの類型と、それぞれの政権に先立つ政権の特徴についてまとめたものである。

第 3 図 1980年代から90年代初めにかけてのラテンアメリカにおける主要な政権の特徴と経済政策

| 国名 | 政権の時期(年) | 政権の特徴 | 経済安定政策の特徴 | 貿易自由化政策 | IMFおよび民間銀行との関係 |
|----------|----------------|-------------|-------------|-----------|---------------------|
| チリ | ピノチェト1982~90 | 権威主義 | オーソドックス政策 | 貿易自由化政策 | IMF・民間銀行ともに協力的 |
| メキシコ | エイルヴィン1990~ | 民主主義 | 同上 | 大幅な自由化 | 同上 |
| | デラマドリ1982~88 | 権威主義 | 概ねオーソドックス政策 | 自由化 | 同上 |
| ベネズエラ | サリナス1988~ | 同上 | 同上 | 大幅な自由化 | 同上 |
| | ルシンチ1984~89 | 確立した民主主義の継承 | 概ねオーソドックス政策 | 限定された自由化 | IMFと決裂、しかし民間銀行には協力的 |
| コロンビア | パレス1989~ | 同上 | オーソドックス政策 | より本格的な自由化 | 協力的 |
| | ベタンクール1982~86 | 確立した民主主義の継承 | 概ねオーソドックス政策 | 限定された自由化 | IMFと決裂、しかし民間銀行には協力的 |
| ブラジル | バルコ1986~90 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | ガブリア1990~ | 同上 | オーソドックス政策 | より一層の自由化 | — |
| ペルー | サルネイ1989~90 | 過渡的民主化 | ヘテロドックス | なし | IMFと決裂、民間銀行にはモラトリアム |
| | コロル1990~ | 同上 | 概ねオーソドックス政策 | 限定された自由化 | 民間銀行に対しより協調的 |
| アルゼンチン | バラウデ1980~85 | 過渡的民主化 | 概ねオーソドックス政策 | 自由化 | IMFと決裂、しかし民間銀行には協力的 |
| | ガルシア1985~90 | 同上 | ヘテロドックス | なし | IMFと決裂 |
| メネム1989~ | フジモリ1990~ | 新たな民主主義 | オーソドックス政策 | 本格的自由化 | IMF・民間銀行ともに協力的 |
| | アルフォンシン1983~89 | 過渡的民主化 | 概ねヘテロドックス | なし | IMFに協力的だが利子支払を停止 |

(出所) 80年代については第1図に同じ。それに各国それぞれについて最近の政権を追加することによって作成。

第2節 軍政下の脱ポピュリズムに向けての構造改革と その効果

1973年にピノチェト政権がまず実施したのは安定化政策であった。それはアジェンデ政権下の高いインフレ率、成長率の低下、外貨準備が底をつくほどの国際収支の悪化に見舞われた経済を引き継いだからである。この安定化政策は、厳しい総需要抑制策であり、このため75年の国内総生産は前年比12.8パーセントのマイナス成長率となり、失業率は著しく上昇した。しかし、この政策の結果、物価上昇率は次第に低下した。

ピノチェト政権が本格的な自由化政策や規制緩和政策など、構造調整・改革を開始したのは、安定化政策が一応成功した1977年以降であった。その主な内容は以下のとおりであった。

(1)貿易の自由化については、関税率を1973年の平均税率94パーセントから79年までに段階的に一律10パーセントまで引き下げた。関税の他、かつては品目によっては1万パーセントにも達していた事前輸入供託金や、数量規制などの非関税障壁も撤廃された。(2)為替の自由化も行なわれ、77年にIMF 8条国に移行した。(3)外資政策に関しては、74年に新外資法を制定し、77年にはさらにこれを緩和して外国資本に対する取扱いを国内資本と同等のものとし、投資の元本および利潤の海外送金を保証する極めて自由な外資政策を採用した。なお、貿易の自由化と外資政策とによって、チリの経済政策はアンデス地域統合（カルタヘナ協定）の共通外資政策から大きく乖離することとなり、チリは76年に脱退した。(4)国内経済に関しては、従来多数の品目について価格統制が行なわれていたのを、73年以降段階的に撤廃した。また、競争制限的な各種の伝統的な規制を廃止し、金利の自由化を実施した。(5)経済活動に対する政府介入を縮小し、生産・流通における公営企業の活動を大幅に縮小した。産業開発公団（CORFO）傘下の公営企業450社を民間に払い下げた。

以上のような政策に加え、1979年からは為替レートを固定し一層のインフレの抑制効果を狙ったこともあって、物価上昇率はさらに下がり、74年には年間369.2パーセントに達していた上昇率が（アジェンデ政権末期の73年については605.9パーセントと推定されている）、78年には37.2パーセントに、81年には9.5パーセントに低下した。国内総生産の成長率は76年には回復し、その後比較的高い成長が続いた。ただし、76年および77年（それぞれ3.5、9.9パーセント）は、75年の大幅なマイナス成長からの回復に対応する部分であるとも考えられる。しかし78年にはそれ以前の水準を回復し、同年8.2パーセント、79年8.3パーセント、80年7.8パーセントの成長を達成した。また81年には5.5パーセントとなった。

以上の1981年までの時期を、ピノチェト政権による第1次構造調整期と呼ぶことができよう。この時期は、インフレの抑制と経済成長の回復については顕著な成果を上げたといえる。しかし、次の点で構造調整は不十分であり、また深刻な問題を伴うものであったといわざるを得ない⁽⁷⁾。

それは第1に、特に1979年からの固定為替政策の導入である。この時期、一層のインフレの抑制を行なうという重要な目的があったとはいえ、自由経済政策の一環として、79年6月から82年の6月まで1ドル=39ペソの固定為替レートが維持されたのである。この間、国内の物価上昇率は累積で約80パーセントにも達し、ペソは著しく過大評価となった。他方、国内の名目利子率はインフレに合わせてかなり高い水準（50パーセント）で推移し、これは固定為替レートの下で大きな内外の金利差を生じさせた（金利差は、一時30パーセントにも達した）。この結果、まず内外の大きな金利差から、民間銀行は外国からの資金を導入することによって多額の利潤を得ることが可能となり、しかもその資金の一部は銀行の系列下の企業にほぼ無制限に貸し付けられたため、国際収支における経常収支の赤字を上回る多額の外資による借款が行なわれることになった。

このような、国際金融市場との金利差のみを追求して利潤を上げようとする対外借款の抑制のために、中央銀行は36カ月未満の短期の借り入れについ

ては借り入れ額の25パーセントの強制預託制度を1979年8月から適用した（なお、48カ月未満のものは15パーセント、66カ月未満のものは10パーセントとなっており、66カ月以上のものは預託は義務づけられていない）。しかし、この政策は短期債務の割合を低くする効果はあったものの、金利差による外国資本の流入抑制には必ずしも効果がなかった。

また、外国からの資金のかなりの部分が銀行系列下の企業に集中した点については、系列企業の貸し付けに一定の限度を設ける規定はあったが、各企業グループは多数の名目上の会社を作り、これらにいったん貸し付け、そこからグループ企業に貸し付けるという手段を用いた⁽⁸⁾。これらの企業グループは20余りあり、チリ最大の銀行であるチリ銀行、チリ抵当銀行（BHC）を中核とするピアル氏のグループ、サンチャゴ銀行を中核とするクルサットおよびラライン家のグループなどが最も活発であった。

系列企業に貸し付けられた資金のかなりの部分が不動産・建設投資に用いられ、投資目的の建築ブームが発生した。それはこの間、為替レートが固定され輸入の自由化が行なわれていたことから、貿易財については消費財・中間財のいずれについても価格の上昇が抑制されたのに対し、非貿易財である不動産の価格は急上昇し、これに投機的資金が流れ込んだことによるものである。これは、一種のバブル現象であったと考えることができる。

この政策の破綻は、2つの面で生じた。第1は、割高な為替レートによる貿易のインバランスに加え、国際的な高金利および債務額の増加に伴って生じた、債務サービス負担の増加などによる対外不均衡である。第2は、バブル崩壊により銀行が多額の不良債権を抱えたことから生じた、深刻な国内金融不安であった。

すなわち、貿易自由化と割高な為替レートの下で輸入額は1979年に44パーセント、80年に36パーセント、81年26パーセントと急増した。これに対して輸出額は、非伝統的輸出が70年代後半に次第に増加しつつあったが、80年をピークとして減少に転じ、特に製造工業品輸出は80年の20億ドルから82年には11億ドルへと急減した。農水産物も同じ期間に減少に転じている。またこ

の間、国際高金利下の市況の悪化から銅の輸出額も減少し、80年の25億ドルから82年には17億ドルへと低下した。このように、輸入が急増する一方で輸出が低迷したことから貿易収支が著しく悪化し、さらに高金利による対外債務の利子支払の増加も加わって、経常収支の急速な悪化が見られたのである。

一方、国内金融不安も、1981年11月のチリ最大の砂糖会社、CRAV社の倒産をきっかけに深刻化するに至り、同社の倒産に伴って3つの銀行が倒産寸前に陥り、政府による介入が行なわれた。しかし、こうした例は氷山の一角に過ぎず、これより先既に繊維産業や電気機器を初めとする多くの産業で、割高な為替レートや貿易自由化の影響もあって倒産が続出していた。また、倒産しないまでも、多くの企業が銀行借り入れの返済困難に陥った。さらに、バブル現象の下で建設された多数の住宅や分譲用商店からなるビル（カラボコーレスと呼ばれる）が販売不振に陥り、これらの投資のために行なわれた借り入れも返済困難に陥った。このため、民間銀行は、ほとんど例外なく多額の不良債権をかかえることとなった。

これに対して、チリ中央銀行はこれら不良債権を買い取ることにしたが、それでも不十分で、1983年1月には2つの中規模銀行と金融機関が倒産し、しかも著しい経営不振に陥っていたチリ最大の民間銀行、チリ銀行、それに次ぐ3銀行を含む5つの主要銀行が、政府の介入下に入ることとなったのである。

一方、第1次の構造調整の下で財政赤字が縮小され、1975年には金融部門を除く公共部門についてはGDP比で2.2パーセントの黒字となったが、その後再び財政赤字は拡大した。1980年には、GDP比で総財政収入32.8パーセントに対し、総財政支出は37.2パーセントに達し（うち30.8パーセントが政府経常支出、6.4パーセントが固定資本投資）、4.4パーセントの財政赤字となった。チリではこの年、GDPの2.7パーセントに当たる対外借款を行なったとされる。ただし、チリの場合には対外債務の6割以上は民間部門が行なった借款によるものであり、他の国と比較して公的部門による借款の割合は相対的に低い。

こうした1982年危機に至る70年代後半から80年代初めの時期におけるチリ

の経済政策に関しては、最近の研究で興味深い指摘が行なわれている。そのひとつは構造調整のシーケンスの問題である。すなわち資本移動の自由化や金融部門の自由化は速やかに行ないやすく、チリでは生産部門の自由化よりも早いスピードで金融部門の自由化を行なったことに問題があるという見方である⁽⁹⁾。

第2は、金融の自由化を行なう必要はあったが、その際に適正な規制を行なわなかったことに問題があるとする見方である。すなわち、中央銀行または銀行監督局など、金融の自由化が適切に行なわれることを十分に監視する制度が整備されていなかったのではないかとの批判や、系列企業に事実上無制限に外国からの資金が取り入れられるような事態が進んだことに対する批判である。第3は、長期にわたりインフレ下で固定為替レートが維持されたことに対する批判である。

さて、1981年から82年にかけての深刻な危機に直面したピノチェト政権は、84年まで一連の政策的変更を行なった。輸入自由化で引き下げた関税率をまず20パーセントに引き上げ、さらに35パーセントに引き上げるとともに、為替レートの切り下げを行なった。これらはいずれも貿易の均衡を取り戻すことを目指したものであった。

しかし、こうした過渡的な政策が短期間行なわれた後に、1985年から第2次構造調整政策期とも呼ぶことのできる時期がスタートする。それは、ピュッヒが蔵相に就任した85年2月以降であり、最初の時期にあっては世界銀行からの構造調整融資による支援も行なわれている。第1期の政策と対比する形で第2期の政策を要約することとしたい。

まず、(1)貿易自由化については、いったん35パーセントに引き上げられた関税率は、85年に20パーセントに引き下げられ、さらに88年には15パーセントに引き下げられた。

(2)外資政策については、74年の外資法(政令600号)が77年に改定された後、85年に再び改定され、以下のようなより自由な内容となった。すなわち、内資と外資を差別しないことに加え、外国直接投資は外貨で登録できること、

元本の送金、利潤送金、利子の支払に外貨が自由に使用できること、また元本の送金は投資してから3年後、利潤送金は随時自由に行ない得ることとなった。一方企業所得税については、外資の場合40パーセントまたは49パーセントで10年間固定し得るが、チリの企業に通常適用されている税率に随時変更することもできることとなった。ただし、いったん変更した場合は、固定税率に戻すことはできない。また、40パーセントの税率を選択した企業の利潤送金が資本金の40パーセントを超える場合に付加税が課税される。また、投資の行なわれる時点での付加価値税率、輸入税率が投資完了まで適用されることが保障されることとなった。この他、5000万ドルを超える投資には、上記の所得税率の固定する期間を20年間に延長できること、また償却や損失の繰り越し等に関する税の諸規定を20年間変更しないことも保障された。さらに、外資法に関しては、債務の資本化も85年6月に法制化された。これはメキシコなどでも行なわれたが、チリにおける制度化が最も早く、かつ広範であることを特徴としている。債務の資本化は外国為替規則で定められており、この制度により投資家が海外のセカンダリー市場で額面よりも遥かに低い価格で購入したチリの対外債務を、中央銀行または市中銀行で額面全額に相当するペソと交換し、それを国内企業に投資することが可能となった。ただし、投資が行なわれた後の元本の送金は10年間、利潤送金は4年間行なうことができないという制約が課されている。

(3)公営企業の民営化に関しては、まず1984から86年の期間に、金融危機によって倒産に陥りかけたために政府が介入した多くの銀行を、再び民間に戻すための民営化を行なった。さらに、85年以降はCORFO傘下の企業でまだ残されていた基幹産業部門の公営企業の民営化が進められた。中でも、チリの電力配給会社(CHILECTRA)、太平洋製鉄所(CAP)、砂糖公社(IANSA)、硝石公社(SOQUIMICHI)、電力会社(ENDESA)、航空会社(LANCHILE)、通信公社(ENTEL)などの10数社が100パーセント民営化され、また電話会社(CTC)も85.8パーセント民営化された。

(4)また為替レートは、82年に18パーセント切り下げた後、変動相場制に移

行し、安定した実質為替レート水準を維持する政策がとられた。すなわち、為替の切り下げ率は83年12月以降、国内インフレ率と推定される海外のインフレ率との差を考慮したクローリングベック制によって調整を行なってきた。

(5)さらに、1984年以降政府は投資および輸出を促進するための税制の改革を行なった。まず84年の税制改革で企業所得税を46パーセントから10パーセントに引き下げ企業に再投資を促し、さらに89年には企業の課税対象所得のうち配当に回した分のみを10パーセントの課税とし、再投資の促進を一層強化した。輸出促進については、非伝統的輸出に対しては輸出額の10パーセントに相当する援助を行なう他、輸出品製造用の国内原料購入に対する付加価値税の払い戻し、同じく外国産原料、半製品、部品輸入にかかる関税と付加価値税の払い戻しを行なっている。また、市中銀行の輸出金融の拡充や、輸出保険の充実なども行なった。

以上のような1982年からの緊急経済対策と85年以降の第2次構造調整・構造改革政策の下で、チリは再び顕著な成果を上げた⁽¹⁰⁾。すなわち、債務危機の発生した82年には、成長率はマイナス14.1パーセント、83年にもマイナス0.7パーセントとなったが、84年以降回復に転じ、同年6.3パーセント、85年2.4パーセント、86年には5.7パーセントを達成した。ただし、この3年間の成長は82年危機のマイナスからの回復と見ることもできる。これに対し、87年以降は本格的な経済成長となり、同年5.7パーセント、88年7.4パーセント、89年10.0パーセントと高い成長率が実現した。一方インフレについては、先に述べたように81年にいったん9.5パーセントにまで下がったが、翌年の債務危機発生をきっかけに、85年までは20パーセントを超える消費者物価上昇率が続いた。86年からはやや鎮静化し、同年17.4パーセント、87年21.5パーセント、88年12.7パーセント、89年24パーセントと推移したが、その後90年には、上記のように成長率が10パーセントとなり、景気が過熱気味となったことからインフレがやや再燃し、27.3パーセントとなった。

一方、比較的高い成長率が続いた結果、雇用状況にも大幅な改善が見られ

た。債務危機の発生した1982年および83年においては失業率は20パーセントを超える水準ともなり、チリの歴史上最も高い水準に達したが、84年以降低下し始め、90年には6パーセント程度となった。

一方、対外経済面の指標の改善も注目される。輸出額は、先に述べたような理由から1980年まで一貫して増加してきていたが、81年にはマイナス9パーセントと大幅な減少となり、82年にやや回復したものの、83年には再び0.6パーセントと低い増加にとどまった。しかし84年以降輸出促進策などの効果が見られ、88年まで6ないし10パーセントの増加が毎年見られた。さらに89年には13.8パーセントの増加を記録した。また輸入も増加してきているが、輸出よりも低い水準が維持されており、毎年比較的高い貿易収支黒字が実現している。

一方、対外債務に対する対策においても、他の諸国と比較して顕著な成果が見られている。民間銀行に対して債務繰り延べ交渉を行なってきたが、債務額は減少しており、プレイディ提案に基づく債務削減の交渉は行っていない。チリの対外債務総額は、先にも述べたように1970年代末から80年代初めにかけて急増し、78年の112億5000万ドルから81年には178億6000万ドルに達し、その後緩やかに増加して86年には233億4000万ドルのピークに達したが、債務の資本化などの政策の効果もあり、89年には175億2000万ドルに低下した。一方この間、上に述べたように輸出額は増加しており、債務の輸出額に対する比率は、78年の2.9倍からいったん82年には4.6倍、84、85年には5.4倍のピークに達したが、その後次第に低下して89年には2.2倍と、70年代半ばの水準まで下がったのである。

さらに、外資法の改定やチリ経済の回復・安定化を反映して外国からの直接投資が1980年代後半に急増し、いったん逃避した国内資本の還流、外国からの資金流入も顕著となり、この結果チリの外貨準備高は増加に転じている。このように、対外債務総額が輸出に対する比率で減少しただけでなく外貨準備の水準も増加したことにより、チリにとっての対外債務問題の重要性は次第に低下したのである。

一方、財政収支については、財政赤字は減少に転じ、1985年の対GDP比2.6パーセントから、87年には0.4パーセントに低下した。さらに88年、89年にはそれぞれ3.6パーセント、5.3パーセントの黒字となっている。

第3節 民政移行と脱ポピュリズム

チリの場合、脱ポピュリズム政策は軍政下で進展した。したがって民政移行後のエイルウィン政権の課題は、それを引き継ぎポスト・ポピュリズムの制度と政策を維持し、さらにそれを完成させることにあった。

しかし、それは軍政後の最初の民政にとって必ずしも容易なことではなかった。一般に軍政から民政に移行する時期には、それまで軍政下での不満を募らせていた国民が、速やかな賃金水準の上昇や労働者の権利の回復、貧困層に対する福祉政策の大幅な改善等を期待し、それを行なわない場合、時の民主主義政権への国民の支持が失われる恐れがある。そのために、国民の要求に応じてポピュリスト的方向での政策変更を行なおうとする誘惑は極めて強い。それは1980年代初めに行なわれたアルゼンチンやブラジルの民政移行後に見られた政策を回顧すれば明らかである。例えば、アルゼンチンではグリンズプン経済相の下での賃金の引上げがインフレを激化させたし、ブラジルでもサルネイ政権下では脱ポピュリズム的政策はほとんど行ない得なかったのである。両国とも、民政下での脱ポピュリズム政策の実施は、メネム政権、コロル政権発足以降となった。

このような困難にもかかわらず、チリの場合にはポスト・ポピュリズムの制度と政策維持に成功した。その主たる要因として少なくとも次の点が挙げられよう。

第1は、国民の政策継続の必要性に関する高い認識である。第2は主要与野党間でもこの点に関してはかなりのコンセンサスが見られたことである。第3は軍政下で作られたいくつかの制度が政治の安定性や政策の継続性など

を確保するように配慮されていたことである。

国民の政策継続の必要性に関する認識については、第1に軍政に対しては人権問題を初め、長期にわたる民主主義の停止についての批判があり、経済政策についても債務問題を引き起こしたことなどが批判されたが、民政移行時には軍政下の、特に前節に述べた第2期の構造調整政策の成功が評価されていたことが挙げられる。第2に、当時ラテンアメリカの多くの諸国、特に周辺のアルゼンチン、ブラジル、ペルー等での政治経済的混乱は深まっており、そのような国々の失敗をチリでも引き起こすことは避けたいとの認識も強かった。第3に、ソ連・東欧における急変の影響も大きく、これらの国々が市場経済への移行を目指して多大の努力を行っていたことも、チリでの政策継続の必要性に関する認識を強めたといえよう。

次に、主要な政党の政策についても、かなり高いコンセンサスがあったことを指摘すべきである。まずこれら政党には、1960年代後半から70年代初めのような、激しいイデオロギー的対立がチリに民主主義の危機を引き起こしたことへの反省があることは明らかである。

主要政党は現実主義的な考え方に立ち、かつそれが各党内のコンセンサスとなるような自己改革を行ってきているということができよう。そのひとつの典型的な例は、旧社会党の一部が社会党から分かれる形で作った、民主主義のための政党（PPD：Partido por la Democracia）である⁽¹¹⁾。PPDは民政移行時に重要な役割を果たし、しかも現在キリスト教民主党（PDC）とともにエイルウィン政権を支えているが、その政策は現実主義的であり、旧社会党の主流と一線を画しつつ革新的勢力として政治に参画する立場をとっている。このPPDの現実主義路線の背景には、ピノチェト政権時代に外国に亡命した経験や、そこでの「学習効果」が大きく影響していると考えられる。亡命先にもよるが、旧ソ連や東欧では共産主義の破綻を目のあたりにし、また欧米諸国に亡命した場合にも広く世界の潮流を認識したと思われる。

一方PDCも、右派から左派に至る広範な思想を含む中道政党であり、穏健でバランスのとれた政策を堅持している。またPDCの中にも新しい世代

の人々が次第に影響を持つようになっており、例えばエドワード・フレイⅡ世は、アジェンデ大統領の前のPDCの大統領の息子であるが、ピノチェト政権下では会社経営を行っており、かつてのチリ政治におけるイデオロギー偏重を批判し、現実主義的な考えの持ち主であるといわれる。このように世代交代とともに、PDCにおいても現実主義的政策が一層定着していくと考えられる。

このような与党側の状況と同時に、保守勢力においても重要な変化が見られる。

例えば、ピノチェト大統領を支持する保守グループが作った政党である独立民主連合（UDI）はピノチェト路線を忠実に継承する立場をとっているが、現在のリーダーはピノチェト政権下の最後の大蔵大臣であったビュッヒである（ハイメ・グスマンが最も有力なリーダーであったが、1991年4月に暗殺された）。UDIは従来の伝統的なチリの保守政党と異なり、ピノチェト政権末期には貧困層の支持を得るための積極的運動を展開している。例えば、住宅建設資材を与えて貧困層に自助努力によって住宅を作らせるアウトコンストラクションと呼ばれる運動を展開し、ピノチェト支持への社会動員に努めた。このように貧困層を中心とする、いわば社会的なベース（バセ・ソシアル）に直接働きかけるタイプの新しい保守政党としての特徴を持っている。

一方、もうひとつの保守政党である国民革新党（Renovación Nacional）は、チリの伝統的保守の流れを汲み、ピノチェトの信任選挙では必ずしもピノチェト支持ではなく、UDIとは一線を画している。伝統的保守政党としてUDIのように大衆に働きかけるような動員を行なうことはせず、伝統的な保守層、特に高所得層、チリのエリート層の勢力を代表する政党であるといえる。しかし、新しい保守党としての自己革新を目指しており、そのためにも革新（Renovación）をその党名に使っている。

次に、軍政下で作られたいくつかの制度が、民政、特に主要な2つの政党グループからなる政治の安定や政策の継続に寄与した面も少なくない。

例えば、通貨政策、安定化政策を中心とするマクロ経済政策面での継続性

については、ピノチェト政権末期に行なわれた中央銀行の中立性を維持する制度の導入が重要であった。その一環として、エイルウィン政権成立直前に軍政によりアンドレス・ピアンキ中央銀行総裁が任命され、同政権の初めての2年間在任した経緯がある。

またチリの民政移行後の政治システムは、一部修正は行なわれているものの、1980年憲法にしたがっているが、同憲法は基本的には拮抗する2大政党による安定した民主主義制度が機能するようなシステムを構築することを目指していると考えられる。例えば選挙制度には次のような特徴がある。各選挙区で第1位の候補者が全体の3分の2を超える票を得ないと、2位が同じ政党の候補者である場合には、他の政党の候補者が2人目の当選となる。1位の候補者が3分の2を超える票を得た場合のみ、その政党の候補者2名が当選することとなる。これは、その選挙区において、1位の党が2名となることをできるだけ避けることを目的としており、実際には保守勢力が国会で余りに小さくならないように作った制度であると考えられる。すなわち、この方法をとることによって、議会において野党が与党とバランスがとれる程度の勢力を維持できるようにすることを狙った制度であるとされる⁽¹²⁾。

このような方式をとる場合、主要な2つの政党を中心とする政治が定着する可能性があり、現在のところPDCとPPDを中心とする与党に対して、保守政党2党を中心とする野党が国会における主要勢力となっており、この方式によって、2大政党、または2つの政党グループからなる比較的安定した政治システムが定着していく可能性が高いと考えられる。

第4節 ポストポピュリズム期の民政による経済改革

エイルウィン政権はその経済政策の基本的考え方として次のように述べている。

政府の経済運営は、安定した、しかも均衡した成長を目指すべきであり、

そのような成長は国民の生活の質の着実な向上と、国民の発展への参加を保証するものでなければならない。そして、この観点から次の3つの目的を達成することを目指すとして述べている⁽¹³⁾。

第1はマクロ経済の均衡を確実なものとするることである。第2は税制改革を通じて、社会福祉に必要な資金を調達することである。第3は長期的な継続的発展のための条件を確実なものとするることである。

ここで注目されるのは、第1の目的としてマクロ経済の均衡が挙げられていることであり、その背景には前政権の経済政策の継続、特にインフレの抑制を重要視しているエイルウィン政権の考え方があると思われる。また第2の目標として掲げられているのは、社会支出のための資金を税制改革を通じて獲得するという考え方であるが、かつての民政下のチリにおいては社会福祉の向上を目指すことは正しかったものの、それを行なうために財政赤字などを引き起こし経済を破綻させたという反省があり、社会福祉のための支出に必要な資金は税制改革によって国家収入の増加を行なうことによって実現するという考え方をはっきりと示している。

実際エイルウィン政権は、特にアレハンドロ・フォクスレイ蔵相の下、インフレ抑制、国際収支における貿易収支・経常収支の黒字の維持、健全な財政の維持を重視してきた。ピノチェト末期の景気過熱でインフレ再燃の恐れがあった民政移行後1年目には、引締め政策を実施し物価抑制を優先させた。また、関税率の一層の引き下げを行なった。さらに湾岸戦争により石油価格が上昇した際には、それが国内インフレに影響しないよう、緊縮政策を強めている。このようにエイルウィン政権はピノチェト政権同様に、インフレ抑制に留意しており、それをエイルウィン政権の最優先課題のひとつと考えている。

しかし、エイルウィン政権の経済政策としてより注目されるのは、福祉政策や労働政策において、ポピュリスト政策に逆戻りせず国民の期待に応えたことである。これによってエイルウィン政権は、ポスト・ポピュリズムの枠の中で福祉・労働政策面でのかなりの改善を実現し、国民の支持を受け続

けることに成功したのである。

以下この点で最も重要だと思われる労働政策と社会政策に関して検討することとしたい。まず労働政策については、民政に移行した後に労働法の内容をどのようにし、またどの程度の組合活動を認めるかが、政治的な焦点となったことはいうまでもない。

ピノチェト政権下では、特に1978年に労働組合に対する厳しい制限を課し、さらに後に述べるような要因もあってチリでの労働組合数、組合員数はともに大きく減少した。組合員数はかつて労働者数の30パーセントを占めていたが、今日では10パーセントにまで低下している。

組合活動の不振や組合員数の減少の背景として、第1に長期にわたって失業率の高い状況が続き、組合運動の継続が困難となったこと、第2にインフォーマルセクターが増加しフォーマルセクターの労働者の割合が相対的に低下したこと、第3に構造調整の下でのチリの新経済政策により新しく拡大した産業は地方の果樹園、林業、漁業等であり、季節雇用者も多く本来組織化しにくい分野であったため、これらの分野の就業者が増えたことが労働組合の組織率低下の原因のひとつとなったことなどが挙げられる。また、1978年の労働組合に対する規制も重要な要因であった（89年における労働組合の登録数は5883あったが、そのうち実際に活動している労働組合数は4414であったとされる）。

エイルウィン政権は、労働者の権利回復を重視しながらも、その内容は後に述べるように比較的穏健な内容となった。それは、いわばピノチェト政権以前に存在していた労働者の権利の強さを100とすれば、現在の労働者の権利を75パーセント程度の現実的で企業家も受け入れられる水準に回復させたものであったといえよう。

より具体的に新しい労働法の内容を見れば、まず労働者の団体交渉については、産業別交渉方式でなく、企業レベルでの交渉を行なうこととなった。これは、賃金を支払う能力の異なる大企業と中小企業が同じレベルで産業セクター別に交渉することは、チリの経済の基本的考え方となっている市場経

済の競争原理に反するとの考え方に基づくものである。こうした考え方は企業者側の主張に近いが、労働者の権利を回復すると同時に企業別交渉を原則とすることによって、労使双方の主張を認めた形となっている。

労働者の権利として最も重要な焦点となっていた退職金の支払いに関しては、労働者側は退職金の額に上限を設けずに退職時までの雇用年数に基づいて退職金を支給することを要求していた。しかし、これは解雇を著しく困難にする問題点があり、雇用のモビリティを低下させる恐れがある。このため、ピノチェト政権下では給与の8倍を退職金の限度としていたが、エイルウィン政権は労働者側の主張と雇用者側の主張の中間をとり、新労働法では20倍を上限とすることとなった。

また、政府は労使協調を推進する立場をとってきている。これを、コンセルタシオン・ナシオナル（全国民の協調）と呼んでおり、大統領教書でも労働組合と実業界との協調を支援する立場を明らかにしている。

このような方式の下で、1990年労働者総連盟（CUT）と生産・商業連合会との間に最低賃金、家族手当、年金の調整に関するフレームワーク・アグリーメントが作られ、さらに他の面でも多くの合意が労働者団体と企業家団体との間で行なわれてきている。

次に、社会政策に関するエイルウィン政権の考え方について検討したい。チリにおいては構造調整政策により成長が実現してきているが、その成長の成果が少数の人々に集中し、労働者や貧困層には恩恵が与えられなかったとして、この点を変更すべきであるとの考え方が基本となっている。しかし、先にも述べたように、そのために必要な財源は税制改革によって確保すべきで、過去に見られたように財政赤字やインフレを伴う財政支出を行なってはならないという立場を堅持している。そして実際に福祉の拡充を目的とした税制改革は付加価値税の引き上げによって行なわれた。その際に重要であったことは、それに野党勢力の大部分が賛成したことである。エイルウィン政権は、野党は責任ある政治的態度をとったとしてこれを高く評価している。

この税制改革により6億ドルに近い財政収入の確保が可能となり、特に貧

困層の救済のために長期間の補助を行なうことが可能になるとされる。

さらに、より具体的には、この改革によって得られた資金の90パーセント以上が社会的プログラムに用いられているとされる。中でも、低所得層の年金生活者の年金の70パーセントの引き上げや扶養手当の引き上げ、家族補助金の引き上げ等に用いられたことが明らかにされている。

また、エイルウィン政権は貧困問題に対して、その「発展への参加」という新しい考え方に基づく政策を実施しようとしていることも明らかにしている。その目的は、これまでのような国家による貧困層への単純な補助ではなく、貧困な人々を発展に参加させること、自ら貧困の問題の解決を見いだすことを促す点にあることを明らかにしている。また、中小零細企業の支援をもそのためのひとつの方法として推進していくとしている。(14)

〔注〕

- (1) これら2つの課題の達成を行なわなければならないという視点は、細野昭雄・恒川恵市『ラテンアメリカ危機の構図——累積債務と民主化のゆくえ』有斐閣 1986年における視点と共通のものであり、詳細については同書参照。
- (2) ラテンアメリカにおける、ポピュリズムと公営部門の拡大、財政赤字の問題等については、細野昭雄「中南米」(小林薫編『エアスタディ』綜合法令 1993年参照。
- (3) 細野・恒川 前掲書 199-200ページ。
- (4) Dornbusch, Rudiger ; Sebastian Edwards, "The Macroeconomics of Populism," Rudiger Dornbusch ; Sebastian Edwards eds., *The Macroeconomics of Populism in Latin America*, The University of Chicago Press, 1991, p.9.
- (5) 同上論文 9ページ。
- (6) 同上論文 9ページ。
- (7) この時期のチリ経済の推移に関する主要参考文献については、細野・恒川 前掲書 70ページ。
- (8) こうした事態はかなり知られており、当時このような名目上の企業を *industria de papel* と呼び、通常の企業 *industria de chimenea* と区別していた程であった(当時の新聞などによる)。
- (9) 例えば、Larrain B., Felipe, "Economic Policies and Performance in Chile 1974-1992," Economic Planning Agency, *The Third Economic Cooperation Sympo-*

sium : *Background Papers*, Tokyo, 1992, pp.43-53/ Corbo, Vittorio, "Reforms and Macroeconomic Adjustments in Chile during 1974-84," *World Development*, Vol.13 No.8(1985), pp. 893-916.

- (10) この時期の政策とその効果, およびこれらに関する参考文献については, 細野昭雄「チリ経済の奇跡」(ラテンアメリカ協会『ラテンアメリカ時報』1992年12月号) 参照。
- (11) チリ社会党については, 竹内恒理「転換期のチリの社会党——その歴史と内容」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.9 No.3 1992年) 参照。
- (12) 1980年憲法下でのチリの選挙制度の詳細については, 吉田秀穂「チリの選挙制度の歴史の変遷に関する一考察(Ⅱ)」(『アジア経済』第33巻第12号 1992年12月) 65-80ページ参照。
- (13) *Mensaje Presidencial: Discurso de S.E., el Presidente de la República, don Patricio Aylwin Azocar* (21 de mayo de 1991), Santiago, 1991, p. 29.
- (14) 「発展への参加」のコンセプトは, 企画・協力省の考え方に基づくものである。Ministerio de Planificación y Cooperación, *Un proceso de integración al desarrollo*, 1990.